郵便による住民票等の請求書

I どなたの証明書が必要ですか。

裏面の注意事項を参照ください。

1.7.7.7	J <i>)</i>		4	明•人•哈•平•节•四僧		
(1)氏名			(2)生年月日	年	月	日
(3)住所 吉野	(鴨島町 ・ 川島 野川市	町・ 山川町・ 美郷)	I (方書)アパート名	· ·•部屋番号等		
(4)使いみちと		(個人番号)の記載を希望する場合は、必ず		 いただけない場合、交付でき	きないことがま	 あります。
何の手続きで		どこに提出				
[何の証明書		要な証明書の箇所図の上、通数及	及び世帯の一部は必	要な方全員の氏名を	記入してく	(ださい。)
住民票	□世帯全員 ()通	□ 世帯の一部 どなたの() ()通	手数料
住民票の除票*2	2 □世帯全員 ()通	□ 世帯の一部 どなたの() ()通	(1通)
記載事項証明書	計 □世帯全員 ()通	□ 世帯の一部 どなたの() ()通	450円
不在住証明	□世帯全員()通	□ 世帯の一部 どなたの() ()通	
【日本人の方】	【外国人の方がし					<u>ます。)</u>
□世帯主及び続権			在留カードおよび特別			7 \
□筆頭者及び本籍		□ 『に記載されている方のみ)	氏名のカタカナ表記	(住氏祟に記載され)	(いる方の	(み)
□マイナンバー(個人番	 季号) 記載する方 全員の氏名 を記入				. —)
□住民票コード	記載する方 全員の氏名 を記入		意事項を参照ください。	0)
7 請求者						
(1)住所	[(3)と同じ					
(2)氏名		生年人	月日 明·大·昭·平	··令 年	月	日
(3)必要とする(住民票の方からみた請	求者との関係 □本人 □	□同一世帯員 □代	代理人 □その他()
(4)連絡先(平日	の昼間に連絡のとれる電話番号	自宅・職場・携帯【TEL】 連絡がとれない時間帯があ		(~	.)
		上 注音ないてもいます。 はず 田 市 かいの	うっちはいくしてくんごといっ			. /
		 よ銀行で購入できます。表裏とも <u>無記名</u>	の状態でお願いします。) 切手や収入印紙で	はお受けで	きません。
		マイナンバーカード、運転免許証、健康保険				
		と貼ってください。) 送付先は住民登録				
(4)委任状 *5	(別世帯の方からの請求の場合	必要です。)、請求権限確認	書類(権利行使の確認	忍のため求める場合があ	あります。)	
り その仲不正な	4手卧に上り六仕も巫は、	たレキは - 刑罰が利みられまっ				

【送付先】〒776-8611 徳島県吉野川市鴨島町鴨島115番地1 吉野川市役所 市民生活課 【問い合わせ先】 市民生活課 TEL 0883-22-2210 FAX 0883-22-2245 受付時間 平日午前8時30分~午後5時15分



請求書の内容に不備や疑義がある場合には、請求者に連絡確認を行ってから発送するため、到着が遅れる場合があります。 届いた資料を審査させていただくため、事前にお問い合わせいただいた場合でも追加資料を求める場合がありますので、ご了承ください。

*1 マイナンバー(個人番号)及び住民票コードについて

マイナンバー及び住民票コードは重要な個人情報です。

- ・法令で定められている場合を除き、マイナンバー及び住民票コードの利用は禁止されています。マイナンバー及び住民票コードの記載の要否は、事前に提出先へご確認ください。記載が必要な場合は、必ず I (4) 使いみちと提出先を記入してください。

*2 住民票の除票について

転出や死亡により、住民基本台帳から除かれた住民票を除票といいます。

- ・亡くなられた方の除票は、マイナンバーまたは住民票コードは記載できません。相続手続きで、亡くなられた方のマイナンバーの記載を求められることがありますが、通知カードやマイナンバーカードがお手元にない場合は、マイナンバーがわからない旨を手続き先へお伝えください。
- ・亡くなられた方の除票の請求(亡くなられた方と同じ世帯だった方からの請求も含む)は、法令上、請求が相当と認められる場合等に限られ、 そのことが確認できる書類等の提出が必要です。必ず I (4)使いみちと提出先を記入してください。

(例1 未支給年金申請のため、亡くなった方の除票を年金事務所へ提出が必要な場合)

【確認書類】請求者と亡くなった方との続柄を確認できる書類(ただし、吉野川市の住民票や戸籍等で確認できる場合は不要です。) (例2 死亡保険金受取のため、亡くなった方の除票を保険会社へ提出が必要な場合)

【確認書類】請求者が保険金の受取人として記載されている保険証書の写し

*3 本人確認書類について

公的機関が発行した住所が確認できる書類のコピーが必要です。現在の氏名・住所が確認できるよう複写してください。

- ・マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証、在留カード、介護保険証など
- ・マイナンバーカードは個人番号の記載されていない表面のみコピーしてください。
- ・運転免許証等、裏面に現住所が記載されている場合、裏表をコピーしてください。
- ・健康保険証は裏面に住所変更等がある場合、裏表をコピーし、保険者番号・被保険者記号・番号・QRコードの部分を黒塗りなどにより見えないようにして、送付してください。
- ・住所が記載されていない旅券(パスポート)などは、郵便請求の場合、本人確認書類とはなりません。
- ・マイナンバー(個人番号)の「通知カード」は、本人確認書類とはなりません。
- ・有効期限のある本人確認書類は、有効期限内のものに限ります。

*4 返信用封筒について

送付先は、原則として請求者の住民登録地です。

住民登録地以外に送付を希望される場合、その理由・送付先を明記したうえで、その送付先の住所が確認できる書類(賃貸契約書・公共料金の領収書等のコピーなど)を本人確認書類に併せて送付してください。ただし、戸籍の証明書は住民登録地への送付に限ります。

*5 委任状について

本人または同じ世帯の方以外の方が請求する場合は、委任状(原本)が必要です。

- ・同居されていても住民登録を分けられている場合は、委任状が必要です。
- ・自己の権利行使又は義務履行などの正当な利害関係のある方からの請求は、正当な理由を確認できる資料が必要です。

*6 請求権限確認書類について

第三者請求において、請求理由によっては、資料の提示を求める場合があります。例えば、裁判手続きを理由とした請求の場合は、申立てを行うことを疎明する資料等(申立書の写しや裁判所からの通知等)を求めることとなります。